



平成 20 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社大阪証券取引所  
代表者名 取締役社長 米田 道生  
お 問 合 せ 先 広 報 グ ル ー プ  
( T E L (06)4706 - 0800 )

## 金融商品取引法における四半期報告制度の 導入等に伴う上場制度の整備について

### 1 趣旨

金融商品取引法の施行により，平成 20 年 4 月から四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い，上場制度について所要の整備を行うこととします。

また，平成 19 年 11 月 27 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方のなかで第一段階として掲げた事項について，所要の整備を行うこととします。

### 2 概要

#### (1) 四半期報告書提出に伴う制度の見直し概要

「中間期」の概念を「四半期」の概念で置き換えるような形で上場制度を整備する。

##### a 新規上場申請者の提出書類の見直し

新規上場申請者は「新規上場申請のための四半期報告書」(四半期レビュー報告書等を含む。)を提出する。

##### b 適時開示の取扱い

上場会社は，以下に該当する場合，直ちにその内容を開示する。

- ・ 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合
- ・ 四半期末日に保有する有価証券に含み損が発生した場合

##### c 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い

四半期レビュー報告書の否定的結論や結論の不表明に対する取扱いは，現行の監

査報告書における取扱いと同様とし、その影響が重大である場合は、上場廃止とする。

d 四半期報告書の提出遅延への対応

四半期報告書の提出遅延に対する取扱いは、現行の有価証券報告書等における取扱いと同様とする。ただし、初年度については、監理銘柄（確認中）及び整理銘柄への指定は、現行の指定に係る期限からそれぞれ 15 日延長して適用する。

(2) 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応

a 新規上場申請における提出書類の取扱い

新規上場会社については、内部統制報告書及び内部統制監査報告書の提出を求めない。

b 適時開示の取扱い

上場会社は、以下に該当する場合、直ちにその内容を開示する。

- ・ 内部統制報告書に「重要な欠陥」又は「評価不実施」を記載することを決定した場合
- ・ 内部統制監査報告書に「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合

(3) 売買単位の集約に向けた対応

- ・ 新規上場の際には、単元株式数が 100 株であることを求める。
- ・ 上場会社が単元株式数変更の決議を行う場合には、100 株とすることを求める。

3 今後の予定

平成 20 年 2 月 19 日 ~ 3 月 4 日      パブリック・コメント募集

平成 20 年 4 月                              実施予定

以 上